

全員協議会会議録

1	開 会	2
2	あいさつ	2
3	議 題	2
(1)	提出議案について	2
①	議案第 1 号 令和 5 年度矢板市一般会計補正予算（第 8 号）について 2	
(2)	協議事項について	4
①	会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて.....	4
②	令和 6 年度矢板市議会日程(案)について.....	5
(3)	報告事項について	6
①	令和 6 年度当初予算の概要について.....	6
②	矢板市障害者相談支援事業に係る消費税の取扱いについて.....	10
③	介護保険制度改正に伴う矢板市介護保険条例等の一部改正について	12
④	第 9 期矢板市高齢者プラン策定に伴うパブリックコメントの結果につ いて	14
⑤	矢板市子ども未来館に関するネーミングライツ事業について.....	15
⑥	矢板市手数料条例の一部改正について.....	15
⑦	矢板市森づくりビジョン及び矢板市森づくりアクションプランの策定 に伴うパブリックコメントの結果について.....	16
⑧	矢板市営住宅条例の一部改正について.....	17
⑨	体育施設に関するネーミングライツ事業について.....	18
⑩	第 2 次矢板市水道事業基本計画(新水道ビジョンと経営戦略)中間報告 について.....	19
4	その他	21
5	閉会	29

日 時 令和 6 年 2 月 5 日(月) 午前 10 時 00 分～午前 11 時 06 分
場 所 議場

○ 出席者

【 議員15人 】

- ① 渡 邊 英 子
- ② 榊 真 衣 子
- ③ 森 島 武 芳
- ④ 齋 藤 典 子
- ⑤ 神 谷 靖
- ⑥ 石 塚 政 行
- ⑦ 掛 下 法 示
- ⑧ 宮 本 莊 山
- ⑨ 櫻 井 惠 二
- ⑩ 高 瀬 由 子
- ⑪ 関 由紀夫
- ⑫ 小 林 勇 治
- ⑬ 伊 藤 幹 夫
- ⑭ 佐 貫 薫
- ⑮ 石 井 侑 男

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市長 齋 藤 淳一郎
- ② 副市長 三堂地 陽 一
- ③ 教育長 塚 原 延 欣
- ④ 総合政策部長兼総合政策課長 和 田 理 男
- ⑤ 秘書広報課長 宮 本 典 子
- ⑥ 総務部長兼総務課長 高 橋 弘 一
- ⑦ 社会福祉部長兼社会福祉課長 沼 野 晋 一
- ⑧ 高齢対策課長 加 藤 清 美
- ⑨ 子ども課長 高 橋 理 子
- ⑩ 市民生活部長兼生活環境課長兼危機管理監
山 口 武
- ⑪ 市民課長 高 久 聡子
- ⑫ 経済部長兼農林課長 村 上 治 良
- ⑬ 建設部長兼建設課長 柳 田 豊
- ⑭ 生涯学習課長 佐 藤 賢 一
- ⑮ 上下水道事務所長兼水道課長 齋 藤 正 樹

【 議会事務局 】

- ① 事務局長 星 哲 也
- ② 副主幹 粕 谷 嘉 彦
- ③ 副主幹 佐 藤 晶 昭

1 開 会

○議長（佐貫 薫） おはようございます。全員協議会を開会いたします。

(10:00)

2 あいさつ

○市長（齋藤淳一郎） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、第393回随時会議を開催いただきましてありがとうございます。

今回、市当局から提出いたします案件は、補正予算1件であります。

提出議案及び各報告事項につきましては、所管の部課長から説明いたしますので、よろしく御協議くださるようお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

3 議 題

(1) 提出議案について

① 議案第1号 令和5年度矢板市一般会計補正予算（第8号）について

○議長 次に、(1) 提出議案について、①について説明を求めます。

○総務課長（高橋弘一） おはようございます。

議案第1号 令和5年度矢板市一般会計補正予算（第8号）について御説明させていただきます。

今回の補正予算は、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる、低所得水準の方を支援するため、国が物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に、給付金・定額減税一体支援枠を創設したことに伴う補正でございます。

本市では、住民税の均等割が課税されていない世帯、いわゆる住民税非課税世帯への7万円の給付につきましては、令和5年矢板市一般会計補正予算（第6号）を編成し、12月の定例会議に追加議案として提出し、議決いただきまして、既に支給を行っているところでございます。

今回の給付金・定額減税一体支援枠につきましては、住民税の均等割のみが課税されている世帯へ10万円を給付すること、また、こども加算といたしまして、住民税非課税世帯と今回支給を行う住民税の均等割のみが課税されている世帯に対し、18歳以下の児童一人当たり5万円を給付するものでございます。

それでは、補正予算書の1ページになります。議案第1号 令和5年度矢板市一般会計補正予算（第8号）、以下の朗読は省略させていただきます。

2ページ、3ページをお願いいたします。第1表を歳入歳出予算補正でございます。歳入につきましては、15款 国庫支出金で補正を行っておりまして、歳入補正額の合計は1億1,130万1,000円。歳入総額は167億4,542万3,000円となります。歳出につきましては、2款 総務費と3款 民生費で補正を行っております。歳出補正額の合計は1億1,130万1,000円、歳出総額は167億4,542万3,000円となります。

それでは予算に関する説明書で御説明いたします。予算に関する説明書の4ページ、5ページになります。まず2の歳入でございます。先ほど御説明申し上げましたが、今回の補正予算は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る経費の補正でございます。そのため歳入は、15款 国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のみの補正でございます。

続きまして、3の歳出でございます。2款2項2目 賦課徴収費の市民税賦課事務につきましては、定額減税制度における令和6年度個人住民税を1万

円減税することへの対応や、定額減税し切れないと見込まれる方に対して、差額分を給付するために必要となる税システムの改修でございます。

続きまして、3款1項1目 社会福祉総務費の低所得世帯支援給付金給付事業は、住民税の均等割のみが課税されている世帯へ、10万円を給付すること、また、こども加算といたしまして、18歳以下の児童一人当たり5万円を給付する事業でございます。給付対象は、昨年令和5年12月1日において、本市の住民基本台帳に記録され、同一の世帯に属する者全員が、令和5年度分の市民税所得割が課税されていない世帯の世帯主に支給するものでございます。通知用の封筒などの印刷代や郵送料、そしてシステム改修の委託料のほか、扶助費といたしまして850世帯を見込んでおります。また、こども加算の対象は450人を見込んでおります。

説明は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

(2) 協議事項について

① 会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて

○議長 次に、(2) 提出議案について、①について説明を求めます。

○議会運営委員長(石井侑男) 会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて御協議申し上げます。

第393回随時会議の議会運営については、去る1月29日午前9時30分から、第2委員会室において議会運営委員会を開催し協議いたしました。

提出議案の件数及びその取扱い等について、慎重に協議した結果、この随時

会議の会議期間は本日1日と決定いたしました。

議案の取扱いについては会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略し、即決でお願いいたします。

何とぞ議員各位の御協賛を賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、議会運営委員長説明のとおり御協力をお願いいたします。

② 令和6年度矢板市議会日程(案)について

○議長 次に、②について説明を求めます。

○議会事務局長(星哲也) 令和6年度矢板市議会日程表案について御説明いたします。

日程表案を別紙のとおり予定させていただきました。この日程表案を参照の上、今後のスケジュールに御配慮くださるようお願いいたします。

この日程表案につきましては、やむを得ず変更となる場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

(3) 報告事項について

① 令和6年度当初予算の概要について

○議長 次に、(3) 報告事項について、①について説明を求めます。

○総務課長 それでは令和6年度当初予算の概要について御報告いたします。

令和6年度につきましては、厳しい財政状況の中におきましても、事業を進めるための財源確保に努めまして、健全財政を図りながらの積極型予算となっております。

それでは資料の1ページ、1の歳入歳出予算会計別一覧表でございます。

一般会計の予算額は144億6,200万円、前年度に比べ6億3,100万円、4.2%の減となっております。減少した主な要因でございますが、文化スポーツ複合施設整備事業や、泉きずな館整備事業など、大型の建設事業が完了したことをなどによるものでございます。

特別会計につきましては、四つの会計の合計で前年度に比べ1.1%の増となっております。国民健康保険は減少いたしますが、介護保険と後期高齢者医療、そしてハッピーハイランド矢板排水処理事業をこちらは増加しております。

また、企業会計では、水道事業、下水道事業をともに減少しております。

一般会計と四つの特別会計、そして二つの企業会計を合わせた予算総額は239億6,260万円、前年度に比べ7億1,770万円、2.9%の減となっております。

次に2の一般会計歳入予算款別一覧表でございます。

主なものを御説明いたします。1款 市税につきましては、このうちの個人市民税は、景気動向の持ち直しや最低賃金改定等に伴う賃金上昇などから、給与所得の伸びが見込まれるところではございますが、国による令和6年度個人住民税の定額減税制度によりまして、前年度に比べ6,611万円、4.6%の減と

なっております。また、法人市民税、こちらは原油価格物価高騰の影響により、製造業をなどに下振れリスクが想定されることをなどから、前年度に比べ2,086万円、8.1%の減となっております。固定資産税は、令和6年度評価替えの影響により、土地及び家屋の評価額の下落が見込まれることから、前年度に比べ4,611万円、2.0%の減となっております。そのため市税全体では、43億9,193万9,000円、前年度に比べ1億2,607万3,000円、2.8%の減となっております。

次に飛びますが、10款 地方特例交付金は、令和6年度を個人住民税の定額減税制度による減収見込み分が国から補填されることから、前年度に比べ、1億3,400万円、394.1%の増となっております。

次の11款 地方交付税は、国の地方財政計画において、増加しているということから、前年度に比べ1億7,400万円、6.9%の増となっております。

次に飛びますが、15款 国庫支出金は、文化スポーツ複合施設整備事業に係る地方創生拠点整備交付金の減少などによりまして、5.3%の減です。

次ですが、21款の諸収入でございます。こちらはエコパークしおやの周辺整備に係る塩谷広域行政組合からの負担金の増加によりまして、18.7%の増となっております。

次の22款 市債でございます。こちらは臨時財政対策債の減少や、建設事業であります文化スポーツ複合施設整備事業、泉きずな館整備事業、城の湯温泉センター改修事業の減少によりまして、前年度に比べ8億630万円、43.8%の減となっております。

そして表の下から2行目の自主財源につきましては、市税などの減少によりまして金額は減少いたしますが、予算総額に占める割合は、前年度に比べ、1.3ポイントを増加しまして、41.9%となっております。

依存財源につきましては、逆に市債などの減少によりまして、1.3ポイントを減少しまして、58.1%となっております。

続きまして、2ページになります。3の一般会計歳出予算款別一覧表でございます。2款の総務費につきましては、泉きずな館整備事業の減少などによりまして19.3%の減です。

次の3款 民生費は、児童手当支給事業や障害者総合支援事業などの増加によりまして、5.8%の増となっております。

次の4款 衛生費は、新エネルギー利用促進事業や公的病院等支援事業などの増加によりまして、15.6%の増です。

次に飛びますが7款の商工費です。こちらは城の湯温泉センター改修事業の減少によりまして、30.6%の減です。

次の8款 土木費、こちらは道路新設改良事業や橋りょう維持事業などの増加によりまして、15.4%の増となっております。

次の9款 消防費、こちらは令和6年度に本市で実施される総合防災訓練に係る実行委員会への補助金の増加などによりまして、3.9%の増となっております。

次の10款 教育費につきましては、文化スポーツ複合施設整備事業の減少などによりまして、26.8%の減です。

次に下の4の一般会計歳出予算性質別一覧表になります。

こちら市の人件費につきましては、令和5年人事院勧告に伴う給料、期末勤勉手当の増額や、会計年度を任用職員の勤勉手当支給に伴う増加によりまして、3.7%の増となっております。

2の物件費、こちらは泉公民館や泉保育所、市体育館など、公共施設の解体関係経費の増加によりまして、21.0%の増となっております。

4の扶助費につきましては、障害者総合支援事業や、児童手当支給事業、こちらの増加によりまして、4.2%の増となっております。

5の補助費等でございます。こちらは公的病院等支援事業や小中学校給食費助成などの増加によりまして、6.8%の増となっております。

6の普通建設事業費のうち、補助事業費につきましては、文化スポーツ複合施設整備事業などの減少によりまして、56.4%の減です。また単独事業費につきましては、城の湯温泉センター改修事業や、泉きずな館整備事業などの減少によりまして、28.3%の減です。

表の下から2行目こちら義務的経費につきましては、人件費と扶助費の増加によりまして、前年度に比べ3.1ポイントを増加しておりまして、46.0%となっております。

下の投資的経費、こちらは普通建設事業費の減少によりまして、前年度に比べ8.4ポイントを減少しまして、11.4%となっております。

続きまして、3ページから記載してあります、主要事業を一覧表でございます。この一覧表につきましては、款別にまとめたものでございまして、表の右側の主要事業の欄には、事業名を記載しております。そして新規事業につきましては、隅つきの括弧でくくっております。また普通の括弧でくくった部分につきましては補足説明を記載してあります。

10ページからは、令和6年度の新規事業といたしまして、一般会計と特別会計、企業会計、こちらの新規事業をまとめたものでございます。この新規事業のうち主な事業につきましては、1月の全員協議会で既に資料を提出してございます。

以上が令和6年度当初予算の概要でございますが、この予算案につきましては、第394回定例会議に議案として提出してまいりますので、その際、御審議

のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。以上で報告を終わります。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

② 矢板市障害者相談支援事業に係る消費税の取扱いについて

○議長 次に、②について説明を求めます。

○社会福祉課長（沼野晋一） 矢板市障害者相談支援事業に係る消費税の取扱いについて、御報告いたします。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法に基づき、市町村は地域生活支援事業である、障害者相談支援事業を行うこととされており、本市では社会福祉法人に委託をして事業を実施しているところでございます。社会福祉法に基づく社会福祉事業は、消費税は非課税とされていることから、当該事業についても同法に基づく社会福祉事業に該当し、消費税は非課税と認識し委託していたところでございました。

令和5年10月4日付で、国から障害者総合支援事業について、社会福祉事業には該当せず、消費税の課税対象であることが示されました。

本市の委託事業を確認したところ、支払う委託料において、消費税を加算すべきところに加算しておらず、消費税分が未払いであることが判明いたしました。

これによりまして、委託先事業者は税額の申告できる過去5年まで遡り、申告をする必要があり、本市は当該事業に係る消費税相当額及び、延滞税相当額を、委託先事業者へ支払うことといたします。

市が支払う消費税相当額につきましては、平成30年度から令和4年度までの5年間分で、514万5,398円であり、延滞税相当額につきましては、委託先事業者が申告することにより確定することになりますので、現在は未定でございます。

これらの経費につきましては、第394回定例会議に補正予算を議案として提出いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。なお、今年度分につきましては、変更契約を締結いたしまして、消費税相当額を委託事業者に支払います。

今後につきましては、各事業について関係法令、根拠等の確認を徹底し、再発防止に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

○宮本議員 今の説明の中で、認識という言葉がありました。

これは職員において、あるいは市内全体において、自分の判断か、あるいは、そういった意味の認識という意味でよろしいのですか。

もう一度お伺ひいたします。

○社会福祉課長 市の判断といいますか、担当課の判断といたしまして、消費税は非課税の社会福祉事業だということで認識していたということでございます。

○宮本議員 そうしますと、認識の違いだと。認識が変わっていれば、こういう問題は起きなかったということで、単純に私には感じるのですが、そんな感じでよろしいでしょうか。

○社会福祉課長 先ほども御説明いたしましたように、認識が社会福祉法に基づく社会福祉事業だということで、そちらのほうにつきましては非課税とい

うことになっておりますので、そちらのほうで認識していたということでございまして、社会福祉法に基づく社会福祉事業ではないということで、国のほうから示されましたので、認識が間違っていなければ、消費税のほうは、一緒にお支払いしていたと、契約に入っていたということでございまして、今回は認識が違ったので、消費税が入っていなかったということでございます。

○議長 ほかに御質疑等ありますか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

③ 介護保険制度改正に伴う矢板市介護保険条例等の一部改正について

○議長 次に、③について説明を求めます。

○高齢対策課長（加藤清美） 令和6年4月からの介護保険制度改正に伴い、矢板市介護保険条例等の一部改正が必要となることから、関係条例の整備の概要について御報告いたします。

改正の内容は、大きく分けると二つございまして、一つ目が第9期高齢者プランの計画期間である、令和6年度から令和8年度における介護保険料の設定に係る介護保険条例を改正するものです。二つ目が国の省令改正に伴う、市が所管する介護サービス事業所の運営に関する規定の整備のため関係条例を改正するものです。

初めに、矢板市介護保険条例の改正について御説明いたします。

資料2ページ、改正案要綱を御覧ください。1号被保険者の介護保険料は所得に応じて段階別保険料を設定しておりますが、介護保険制度の改正において、標準段階が、現在の9段階から13段階になり、また各段階の保険料算定に用

いる標準乗率が示されました。

3 ページの補足資料を御覧ください。今回の改正では現行の一番所得が高い 9 段階を 4 段階に分けて負担割合を増やし、一方、第 1 段階から第 3 段階までの低所得者の負担割合を下げるというものです。

本市においては、国の標準段階・標準乗率を採用することにいたしました。また、第 1 号被保険者、介護保険料の月額基準額を現行の 6,000 円から 5,500 円に減額することにいたしました。

介護保険料につきましては、計画期間における介護保険給付費や地域支援事業費の見込み、被保険者数の見込み等を積算した上で、必要な保険料額を決定いたします。今回基準額を減額する理由ですが、第 8 期において、新型コロナウイルス感染症の影響により、保険給付費の実績が計画額の 8 割程度となり、余剰となった保険料を介護保険財政調整基金に積み立てておりますが、これを 1 号被保険者負担分として充てることのできるためです。また、第 8 期同様、第 9 期においても、新たな介護保険施設の増設を行わない予定であることなどから、基準額を減額することにいたしました。

資料の 4 ページを御覧ください。第 1 号被保険者介護保険料の額についてという資料です。現行と改正後の各段階の年間保険料の一覧になります。第 1 段階から第 3 段階においては、公費負担によりさらに負担軽減が図られます。

次に二つ目の改正について御説明いたします。資料 5 ページ、矢板市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等改正案要綱を御覧ください。国の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に基づき、市が所管する矢板市民のみが利用できる地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、また介護サービスの利用にあたってのケアプラン策定等を行う居宅介護支援、介護予防支援の事業

者の基準を規定する4本の条例の一部を改正するものです。主な改正内容でございますが、管理者の兼務の範囲、ケアマネジャー一人当たりの取扱い件数、サービス提供にあたっての面接やモニタリングの実施方法などは緩和されます。また、身体的拘束等の適正化、協力医療機関との連携体制の構築や新興感染症の発生時の対応などが追加されます。

今回、御報告させていただきました条例改正につきましては、次の市議会定例会議に議案を提出いたしますのでよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

④ 第9期矢板市高齢者プラン策定に伴うパブリックコメントの結果について

○議長 次に、④について説明を求めます。

○高齢対策課長 第9期矢板市高齢者プラン策定に伴うパブリックコメントの結果について御報告いたします。第9期高齢者プランの策定にあたり、昨年12月8日から1月9日までパブリックコメントを実施しましたところ、市民からの御意見はございませんでした。

今後の予定につきましては、次の市議会定例会議におきまして、先ほど御報告しました介護保険条例等の一部改正案などを御審議いただき、議決をいただきました後に、市ホームページにて告知を行い、第9期プランの運用を開始するという運びとなりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑤ 矢板市子ども未来館に関するネーミングライツ事業について

○議長 次に、⑤について説明を求めます。

○子ども課長(高橋理子) 矢板市子ども未来館のネーミングライツ事業について御報告いたします。

12月の全員協議会でも御報告いたしましたとおり、昨年12月8日から1月10日までの期間で、令和6年4月以降のネーミングライツパートナーを募集しておりましたが、応募がございませんでしたので、現在引き続き募集を行っているところでございます。

3月までに応募がなかった場合には、4月以降は愛称ではなく、「矢板市子ども未来館」ということとなりますので、御報告いたします。

説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑥ 矢板市手数料条例の一部改正について

○議長 次に、⑥について説明を求めます。

○市民課長(高久聡子) 矢板市手数料条例の一部改正について御報告いたします。

令和6年3月1日に、戸籍法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、

令和5年12月6日に公布された、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じて、矢板市手数料条例の一部を改正いたします。

内容については、次のページ、別紙を御覧ください。表中の1と2は、新たに全市区町村の窓口で全市区町村にある戸籍除籍謄本を交付する広域交付事務の追加をするものです。

次に3、4、戸籍除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務を新たに追加します。手数料は戸籍が400円、除籍が700円です。現在、戸籍謄本等の添付の必要な行政手続きにおいて、識別符号を提出することにより、戸籍謄本等の提出を省略できるようになります。ただし、窓口において同時に紙戸籍を請求された場合は、識別符号の発行手数料は無料となります。

次の5、6、戸籍の届出の画像を電子化し、届書等を情報として作成できることに伴い、届書等情報内容証明書の交付及び閲覧ができる事務を追加します。

施行日は令和6年3月1日からといたします。

この矢板市手数料条例の一部改正につきましては、3月定例会議に議案として提出いたしますので、よろしく願いいたします。

説明は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑦ 矢板市森づくりビジョン及び矢板市森づくりアクションプランの策定に伴うパブリックコメントの結果について

○議長 次に、⑦について説明を求めます。

○農林課長(村上治良) 矢板市森づくりビジョン及び矢板市森づくりアクション

ンプランの策定に伴うパブリックコメントの結果について御報告いたします。

別添資料を御覧ください。パブリックコメントの結果につきましては、別記様式第2号 意見募集結果に記載のとおり、令和5年12月8日から令和6年1月9日までを募集期間として実施したところ、市民の皆様からの御意見は寄せられませんでした。また、1月29日には、矢板市森づくり協議会の谷本会長から市長に答申書が提出され、矢板市は高原山があり木材資源のほか環境林としての森林資源にも恵まれており、魅力あるまちづくりに活用してほしいとの御意見をいただいたところであります。

これらの結果、本計画につきましては、12月7日の全員協議会に報告した内容から変更ありませんので、矢板市森づくりビジョン及び矢板市森づくりアクションプランは、令和6年2月策定とさせていただき、今後、市ホームページ等に公開して市民の皆様への周知を図ってまいります。

市といたしましては、新年度から矢板市森づくりビジョンに基づき、アクションプランを着実に実行していくことにより、木材利用や保全といった目的に応じた活用を図るとともに、豊かで貴重な森林資源を次世代へ継承してまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑧ 矢板市営住宅条例の一部改正について

○議長 次に、⑧について説明を求めます。

○建設課長(柳田豊) 矢板市営住宅条例の一部改正について御報告いたします。

今回の一部改正につきましては、本年度、上太田市営住宅低層住宅の解体撤去工事が完了したことに伴い、住宅の棟数が6棟、管理戸数が32戸減少したことにより、市営住宅の条例を一部改正するものでございます。

なお、この一部改正の条例につきましては、第394回定例会議に議案として提出させていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

報告は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑨ 体育施設に関するネーミングライツ事業について

○議長 次に、⑨について説明を求めます。

○生涯学習課長（佐藤賢一） 昨年10月の全員協議会に報告をいたしました、体育施設に関するネーミングライツ事業につきまして、ネーミングライツパートナーが決定をいたしましたので、御報告をいたします。

資料を御覧ください。まず、現在、ネーミングライツパートナー事業を行っております、矢板運動公園陸上競技場と同多目的グラウンドの契約更新の交渉を行いましたところ、株式会社アール・エス・ティ様、大進電気工事株式会社様、どちらも継続して実施いただくこととなりました。

愛称につきましては、矢板運動公園陸上競技場については、引き続き「緑新スタジアムY A I T A」となり、同多目的グラウンドについては、現在の愛称であります、「住まいのおたすけ隊大進電気グラウンド」から「大進電気グラウンド」に変更となります。

なおネーミングライツ料については、現在の契約額と同じ金額となります。

次に新規のネーミングライツパートナーを募集いたしましたところ、矢板運動公園野球場に、システム興産株式会社様から応募がございました。

愛称は、「システム興産スタジアム」、ネーミングライツ料は税込み年額 30 万円と決定をいたしました。

なお、本事業の実施期間につきましては、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間となります。

報告は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑩ 第 2 次矢板市水道事業基本計画(新水道ビジョンと経営戦略)中間報告
について

○議長 次に、⑩について説明を求めます。

○水道課長(斎藤正樹) 第 2 次矢板市水道事業基本計画(新水道ビジョンと経営戦略)の中間報告について御説明申し上げます。

当該計画につきましては 2019 年から 2028 年までの 10 年間の計画で策定しておりまして今年度中間の 5 年が経過することに伴いまして中間報告をさせていただきます。

資料を御覧ください。まず、資料第 1 章になります。当該計画策定の趣旨と基本計画で、当該第二次計画は 2028 年度までであり、2029 年度からは第三次計画を策定して事業を実施していくという計画でございます。

続きまして第 3 章を御覧ください。現況と将来の事業課題の把握・評価でございます。経営の健全性・効率性はおおむね健全といえる数値となっております。

ますが、施設の老朽化の状況におきましては、法定耐用年数を超えて使用しているものが多いことや、水道普及期に整備した管路等が一斉に更新時期を迎えているため、更新のペースが追いついていないといった現状がございます。また給水人口の減少や節水装置の普及に伴う水需要の減少により、水道料金収入は減少しており、今後もこの状態は進んでいくことが予想されます。

続きまして3ページをお願いいたします。第4章になります。水道施設の将来像としまして基本計画であります、安全・強靱・持続を達成するための施策を示しております。現在、平野の第二農場低区配水地築造工事を実施中でございます。令和10年度を完成予定であり、泉地区の老朽水源施設と統廃合することにより、施設の耐震化、効率化を進めてまいります。また、石綿セメント管及び老朽管の更新につきましては、引き続き計画的に進めてまいります。事業経営の効率化においては、企業債の借入は収支バランスを見極め、最小限度に抑えながら財政基盤を強化していき、水道事業の基本計画においては、広域化や新技術の活用を検討してまいります。

続きまして、4ページをお願いいたします。第5章 経営戦略では、管路等施設を法定年数ではなく、実使用年数において更新することとして、更新費用を平準化して、支出が収入によってどの程度賄われているかの指標であります。経常収支比率、こちらを100%以上保持し、また資金残高を年間給水収益の約6か月分の3億円、こちらを維持すると思っております。先ほど申し上げましたように水道料金の収入の減少、こちらは避けられない実情にありますので、2029年度からの第三次計画、こちらにおきまして経営安定に向けた検証を慎重に実施してまいります。

報告は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

4 その他

○議長 議員各位及び市当局から何かありませんか。

○水道課長 能登半島地震応急給水活動につきまして報告させていただきます。本年1月1日、16時10分に発生いたしました能登半島地震により、能登半島全域において甚大な被害が発生いたしました。最大震度7を記録し、ライフラインの上下水道施設にも壊滅的な被害をもたらしました。

当市では、日本水道協会からの依頼を受け、1月20日から26日までの7日間、応急給水のため石川県に水道課職員4名を派遣いたしました。

給水車とサポート車の2台にて金沢市に滞在しながら、輪島市での応急給水活動を実施いたしました。朝5時半に金沢市を出発し、約4時間かけて輪島市に到着後は、輪島市内の浄水場で給水車に水を補給いたしまして、給水拠点となりましたグループホーム等に設置されました給水タンク、こちらのほうに水のピストン輸送や他の給水車への水の補給、さらには、被災者の方々への直接給水、こちらを繰り返し実施したところでございます。

後半は大雨にも行く手を阻まれまして、サポート車が道路状況を確認しながら、給水車を先導するという双方で安全を確保しながらの作業となりました。

そんな状況下での応援給水活動を終えて、1月26日、18時に4人が無事帰還したこと、心よりうれしく思います。

活動中、職員4人が目にした光景は、我々が報道で見ているより、はるかに悲惨な状況であったとのこと。地割れや倒壊家屋で下げられた道路、

倒れた電柱、また、崩壊したビルや傾いてしまったマンション等、信じられない光景が広がっていて言葉を失ったとのことでした。

今後は応急給水職員派遣の第二弾といたしまして2月9日金曜日から15日木曜日までの7日間で職員を派遣いたします。

被災地復興にはかなりの時間がかかると思われまます。そんな被災地復興の一助となるよう、今後とも、日本水道協会と連携いたしまして、応援活動を実施していきたいと考えております。

以上です。

○社会福祉課長 続きまして社会福祉課から、令和6年能登半島地震に係る応援職員派遣について、御報告いたします。

今回の派遣につきましては、総務省の応急対策職員派遣制度に基づきまして、栃木県が石川県穴水町の代行支援団体に決定したことを受けまして、実施したものでございます。

社会福祉課からは、1月28日から2月1日までの5日間、職員1名を派遣し、穴水中学校において、避難所運営支援等業務に従事したものであります。この期間に、本県職員と本市を含む市町職員6名で、チームを組織し2名1班の3班体制で、日勤と夜勤を13時間交代で避難所運営支援と業務に従事したところでございます。

活動の状況といたしましては、派遣職員は事務所に待機しており、避難者と、物資等搬入業者等、外部の方との対応や、町災害対策本部等との連絡調整を担っていたというところでございます。

災害発生から1か月が経過しましたが、役場職員のマンパワー不足もあり、様々な情報の集約や発信がなされていないため、五月雨式に出てくる問題に対して、現場で都度判断して対応している状況であったとござ

います。

今後、本市での有事の際には、今回の派遣職員の経験を生かし、避難所運営が迅速に対応できるよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○危機管理監（山口武） 能登半島地震への支援につきまして応急給水活動並びに避難所運営支援と業務に続きまして、住家被害認定調査業務並びに罹災証明書申請受付等業務に従事する職員を、石川県穴水町に派遣をいたします。

2月1日から8日までの間、総務部税務課、野中達矢副主幹が、住家被害認定調査業務に従事しております。

2月12日から19日までの間、罹災証明、申請受付等業務に、経済部農林課職員1名が従事する予定でございます。

この四つの業務において、まずは2月末まで栃木県内市町の職員で班を編成し、おおむね1週間交代で従事してまいります。

以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

○掛下議員 今の件についてではないのですが、一応その他としての質問なのでいいですか。

○議長 今の内容で質問をまずお願いいたします。

○掛下議員 分かりました。

○議長 ほかに御質疑等がございますか。

○掛下議員 はい。

○議長 今の内容ですか。

○掛下議員 いや、違います。

○議長 では、最後にお願いします。その他について何かありませんか。

○農林課長 しば焼きが原因となる火災の発生について御報告いたします。

資料はございませんので、御聴き取り願います。

昨今、特に先月から、県内各地においてしば焼き（野火焼き）が原因となる延焼や障害事故が相次いで発生しております。本市におきましても、1月28日日曜日、午前11時ごろ、大槻地内（荒川）において野火焼きの延焼によるその他火災が発生いたしました。原因は、荒川の河川敷沿いで野火焼きを行っていたところ、延焼箇所が拡大し線路（JR宇都宮線）まで燃え広がる危険があり、原因者からの通報を受け、常備消防及び市消防団による消火活動が行われました。

活動状況は、消防本部からポンプ車、タンク車など計6台、署員15名が出動、市消防団から消防団ポンプ車など計8台、消防団員48名が出動しております。

また、この日は市内のほかの地区でも、しば焼きが実施されていたこともありまして、市民から市に寄せられた苦情等は、洗濯物を外に干せなくて困っている、家の庭に火の粉が落ちてきて燃え移らないか心配、燃えカスが飛んできて困っているなど、市役所の日直に4件の連絡がございまして、矢板消防署には集計できないほど通報があったと聞き及んでおります。

さらに、昨日、午後1時ごろにも山田地内の箒川におきまして、野火焼きの延焼によるその他火災が発生いたしました。原因は大槻地内と同じく、河川敷沿いの土手で野火焼きを行っていたところ延焼して、東西約100メートル、南北約1キロ程度燃え広がったとのことで、約2時間延焼し、消防団員51名が出動して消火活動に当たりました。

市といたしましては、第391回定例会議で、森島議員の一般質問の際にお

答えたとおり、昨年12月に市ホームページ上にて病虫害の防除対策についての掲載を行い、焼却以外の防除対策とともに営農上やむを得ない場合の焼却を行う場合のリスクや河川については禁止されていることをお知らせしてまいりました。

また、矢板市病虫害防除事業推進協議会においても、昨年11月22日に「一級河川荒川・箒川の適正管理等に関する要望書」を河川管理者である栃木県矢板土木事務所長あて提出を行い、予算獲得に向け努力していく旨の回答をいただいていたところでありました。

さらに、先週の2月2日には、1月29日付けで栃木県農政部長から発出された「病虫害防除を目的とするあぜ道等の枯れ草焼却について」の通知を掲載して、緊急告知を行ってまいりました。

しかしながら、矢板市内において、2週続けて野火焼きの延焼によるその他火災が発生したことにより、市民の皆様にも多大なる御心配をおかけしてしまいました。今回の件で、矢板消防署及び市消防団の迅速な消火活動に感謝申し上げますとともに、農業者やしば焼きの実施団体に対して、しば焼き以外の方法による病虫害の防除を関係機関と連携しながら、より一層推奨を図り、御理解いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

報告は以上となります。

○議長 御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。その他についてほかに何かありませんか。

○建設課長 荒井市営住宅の火災について御報告いたします。

資料はございませんので御聴き取り願います。火災発生日時は令和6年2月1日午前10時5分ごろ、場所は矢板市荒井616番地、荒井市営住宅低層

集合住宅の 80 号室です。

構造は簡易耐火ブロック造り平屋建て 1 室、31.5 平方メートルを全焼し、焼け跡から成人男性一人の遺体が発見され、現在矢板警察署におきまして、身元及び原因など調査中でございます。

今後の対応につきましては、矢板警察署の調査が完了し次第、関係者と所定の手続きを進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

なお、火災後直ちに荒井と乙畑の低層住宅入居 51 戸に対し、火災予防啓発チラシを配布したところであり、今後とも市営住宅での火災予防に努めてまいります。

報告は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。その他についてほかに何かありませんか。

○掛下議員 前月の全協において、次年度の新規事業 14 項目があったと思うのですが、内容についてもう少し詳しく知りたいと思っていたのですが、次月度に報告するというので、総務のほうから連絡がありましたので、ちょっと控えておりましたが、そういった中で、2、3日後の新聞報道において、この新規事業のより詳しい内容が書かれておりました。

ここで言いたいのは、議員に対する情報として、新聞報道よりも、少ない情報源しかなく、いろいろな問合せに対しても答えられないという状況になっております。

具体的には、一例として、大規模の新産業団地の開発可能性調査事業とありました。これは予算 1,300 万というふうに載っており、それ以上のことは書いておりませんでした。新聞報道では乙畑地区のほうを調査する話があ

りまして、具体的にいろいろな質問を、関係の市民の方から受けておりますけども我々も何も聞いてない中で答えられなかったのも、委員会の中ではいろいろ質疑しようと思いますが、こういった事例をベースに、最低限、新聞発表よりも市民の代表である我々のほうには、より詳しい情報を流すのが当たり前だと思っているのですけども、今は逆になっております。この辺はどのように考えておりますでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

○総務課長 1月に主な新規事業について全協でお伝えした内容、資料についてということかと思えます。

先月の段階でお示しいたしましたのは、いち早く議員の皆様にも、こういった新規事業を考えているというようなことでお示ししてございます。その段階ではいろんな係数、財源とかの整理とかができてなくて、ああいう資料の形になっております。それで、記者発表はその次の日にいたしました。その後、新聞報道されたかと思いますが、記者発表に出した資料につきましては、議員さんにお示しした資料の内容でございます。

記者発表を行った後、記者の皆様から質問等があつて答えた内容が記事にされているというようなところでございますので、議会の全員協議会で示した資料と、記者発表で示した資料というところで、議員のほう詳しくなかったというようなことはなかったかと思っております。

そういったこともございますので、全員協議会で先月お示しいたしました、その資料につきましては担当課名も記載してございます。もし御不明な点があれば担当課のほうに…、記者が追加の取材なんか来ていたかどうかちょっと分からないのですが、そういったこともございますので、お手数でも内容を知りたいということであれば、担当課のほうにちょっと来て内容等を

確認していただければ助かりますので、よろしく願いいたします。

○市長 ただいまの総務課長の御回答を補足させていただきたいと思います。

そもそも、新年度の当初予算の概要についてでございますけれども、私の市長任期1期目の初年度、平成28年度までは、1月の半ばの全員協議会で、新規主要事業等について説明はさせていただいておりませんでした。

この2月初旬の全員協議会のタイミングで初めて、主要事業等について、議会のほうに御報告をさせていただいたものと記憶をしております。そうした中で非常に本市の各種の事業を推進していく上で、当初予算というのは非常に重要なものである。そういった中で、予算の総額でありますとか、完全にこの係数等が確定していない段階であっても、ほぼ、おおむね決定をした主要事業であり、または新規事業については、むしろ、いち早く議員さん方にお知らせをさせていただこうと思って、多分、平成30年の1月から始めさせていただいたのが、先だっても行わせていただきましたけれども、新規主要事業についての御報告でございました。

これはあくまでも御報告でございます。具体的な審議等につきましては、予算審査特別委員会の分科会全体会等で行われるものと思っております。

先月、掛下議員がお尋ねになられようとしたのは、報告に対する確認といったお尋ねではなく、これは質疑に類するものであると、私も全部聞いているわけではありませんけれども、そのように認識をいたしましたので、多分議長さんからも制止をされたのではないかというふうに私は理解をいたしております。

ただ、併せまして、翌日全員協議会での説明内容等を踏まえて、記者発表をさせていただきました。全員協議会後の記者発表というのは、これはマスコミ関係者等との申合せで、矢板市議会においても、これ矢板市議会に限ら

ないことだと思いますが、定例化されているものと思います。そこで記者さん方からいろいろな質問がございました。そういった中でお答えをする中で結果として、議員さん方に御報告をさせていただいた内容よりも、具体的なお話をさせていただくこともあったのかもしれませんが。具体的に何を指しているのか分かりませんが、そういった経過があったのではないかなというふうに思っております。

そういった中で、こと、この当初予算の報告に当たっては、この後より円滑な審議が可能となるように、私ども矢板市といたしましては議員さん方にむしろいち早くお知らせをさせていただいている。このことについてはほかの市、町と議会でどのような議案に予算案についての報告がされているのかということも、もう一度、掛下議員におかれましてはお確かめの上、不明な点があれば、執行部等にお尋ねをくださいますよう、お願いを申し上げます。

- 掛下議員 私としては、新聞記者に質問で答えられるようなレベルまでは、同じく出すのであれば、詳細な内容が欲しいと思っております。しかしそれは要望として伝えておきます。

終わります。

- 議長 その他について何かありませんか。

(なし)

- 議長 ないものと認めます。

5 閉会

- 議長 以上で全員協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。(11:06)

令和 年 月 日

議長